平成２３年（フ）第１５４７号
大阪市都島区東野田町４丁目４番７号　シティハイツ大和304号
債務者　北村　謙次
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６０７号
大阪市鶴見区横堤１丁目12番13―504号
債務者　中村　明美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６１０号
大阪市平野区加美東５丁目12番３号
債務者　前嶌賀代子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６１４号
大阪府豊中市曽根東町２丁目９番11―406号
債務者　川上　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６４３号
大阪市鶴見区安田２丁目３番21号　グランビヤンフェ305
債務者　松尾　秀幸
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６５６号
大阪府東大阪市小若江２丁目13番23号
債務者　安原真知子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６６９号
大阪市西区北堀江２丁目17番13号４Ｆ
債務者　嘉本　誠悟
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６７１号
大阪市東成区玉津２丁目５番14号　パシフィック玉津120号
債務者　豊田　　進
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６７２号
大阪府門真市五月田町５番７号
債務者　谷髙　雅純
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６７３号
大阪府吹田市昭和町26番11―601号
債務者　松倉小百合
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３号
島根県八束郡東出雲町錦新町７丁目１番10号パルティール203号、前住所広島市安佐北区倉掛２丁目２番９―201号　Ｂ棟
債務者　佐和　純也
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８０号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3558番地４塚越アパート15号
債務者　芋生　紀男
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８７号
埼玉県本庄市朝日町２丁目３番29号　県営本庄諏訪団地２―102号
債務者　森田　展代
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１０３号
埼玉県比企郡小川町大字大塚1069番地２
債務者　戸口　則子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３０号
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目11番22―43号
債務者　田村　奈海
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３７４８号
札幌市中央区北５条西20丁目１番11―601号
債務者　後藤　昭子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９７４号
札幌市白石区本通３丁目北３番３―201号
債務者　山下　和彦
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９９８号
札幌市東区北40条東７丁目５番23号　プリマベーラ北40条102号
債務者　平泉　　隆
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部